

第28期協議題

地域の力を「つなぐ」青少年育成活動の取組み
～社会参加を促すための仕組みの方向性～

意見具申書

平成28年（2016年）7月
川崎市青少年問題協議会

はじめに

川崎市では、平成12年3月に策定した「川崎市青少年プラン」を刷新して、平成28年3月に「川崎市子ども・若者ビジョン」を策定しました。その基本的方向性は、《川崎の未来を創る子ども・若者の育成～子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまち・かわさき～》が理念となっています。

川崎市青少年問題協議会では、第26期以来、川崎地域において共に育つ大人と子どもの一人ひとりが「わがまち・かわさきづくり」を担うために、市民の地域活動と社会参加のあり方を協議することを基本姿勢としています。その流れを受けて、第28期青少年問題協議会では、第27期の意見具申「青少年の社会参加を促す仕組みづくり」をさらに発展させ、「地域の力を『つなぐ』青少年育成活動の取組み」を協議題とし、中高生および同年齢の就労青年に焦点を絞り、「社会参加を促すための仕組みの方向性」を副題としました。

そこで、今期協議会では、青少年の社会活動への参加を促す仕組みの意義、川崎市の青少年の社会参加の現状、子どもたちの居場所としてのこども文化センターの課題、他都市における新しいタイプの居場所、大学生ボランティアの意義と展開、多様化する青少年のニーズに対応する青少年施設の多機能性等、について協議を進めました。そして、川崎市の中学生・高校生・大学生および同年齢の就労青年が自主性と社会性を身につけ、自ら社会参加できるような仕組みづくりの方向性について5つの提言としてまとめました。

第28期青少年問題協議会の任期中に、平成27年2月に多摩川河川敷において、市内在住の中学1年生が亡くなるという大変痛ましい事件がありました。事件の再発防止に向けた川崎市の報告書では、関係部署の連携した十分な対応が図れなかったことを真摯に反省し、未然防止の観点から、子どもたちを地域で見守り、さまざまな居場所の提供が必要であるとしています。この事件については、今期協議会委員それぞれの胸の内に大きな課題として位置づけられていました。そのため、本具申を契機として、安全が確保されているさまざまな居場所が提供され、地域をつなぐ青少年育成活動が推進されて、子ども・若者たちが川崎地域の活動に自発的・自主的・主体的に参加することが実現されることを期待します。

最後になりますが、今期協議会が意見具申としてまとめるまでの過程で、視察実地調査への機会、貴重な御意見や資料を提供してくださった方々、並びに行政の関係者に心から感謝申し上げます。

平成28年7月

第28期川崎市青少年問題協議会

副会長 岡田守弘

目 次

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 第 1 章 | 青少年の社会活動に寄与する「仕組み」について | |
| 1 | 現代の青少年の社会活動 | 1 |
| 2 | 青少年の社会活動に関わる公共事業の現状 | 2 |
| 3 | 青少年が社会活動する仕組みの検討 | 2 |
| 4 | 青少年の社会活動を促す仕組みの専門性 | 3 |
| 第 2 章 | 川崎市における青少年の現状 | |
| 1 | 子どもたちの現状 | 5 |
| 2 | 「平成 27 年度川崎市子ども・若者実態調査」から | 6 |
| 3 | 青少年の自主・自立に向けた取組の必要性 | 9 |
| 第 3 章 | 川崎の子どもたちの「居場所」 | |
| 1 | こども文化センターとは～定義とその沿革 | 11 |
| 2 | 今、こども文化センターは | 12 |
| 3 | こども文化センターを視察して | 14 |
| 第 4 章 | 他都市における子どもの「居場所」の事例 | |
| 1 | 東京都文京区における中高生専用施設 | 16 |
| 2 | 東京都世田谷区における中高生支援館 | 20 |
| 第 5 章 | 大学生ボランティアの活用 | |
| 1 | 大学生ボランティアの現状 | 23 |
| 2 | 大学生ボランティアが子ども・青少年に関わる意義 | 24 |
| 3 | 大学生ボランティア活動のさらなる展開の可能性 | 25 |
| 4 | 大学生ボランティアを支援するコーディネーターの存在 | 26 |
| 第 6 章 | 青少年を支える「仕組み」の構築 | |
| 1 | どのような内容の青少年施設が求められるか | 27 |
| 2 | 青少年施設をどのように運営するか | 28 |
| 3 | 施設利用の裾野をどう拡大するか | 29 |
| 4 | すべての青少年の包摂を目指して | 31 |
| おわりに | | 32 |

資 料

| | |
|---------------------------|----|
| 地方青少年問題協議会法・川崎市青少年問題協議会条例 | 37 |
| 第28期川崎市青少年問題協議会の協議経過 | 43 |
| 第28期川崎市青少年問題協議会委員名簿 | 44 |

第1章 青少年の社会活動に寄与する「仕組み」について

1 現代の青少年の社会活動

青少年の社会活動は、社会への貢献だけでなく、社会参加の体験を通して、青少年自身が人格形成や社会化を果たしていくという面もあり、学校教育とは違った、より社会的で、より实际的で、より実効的なものです。マージナルマンなどと称されている青少年の社会活動は、成人への橋渡しの発達課題としても重要なものです。

かつては、大人の手伝いをしたり、補助したり、教えてもらいながらやり遂げていったりする社会活動をしながら、成人としての素養を獲得して一人前になっていくという発達の過程が、社会構造の中にありました（青年団や青年会など）。しかし、青年団や青年会が機能的に活動していた農村部から、集団就職などで青少年の都市部への大移動現象や、便利で快適な生活が普通のことになる過充足社会への変貌現象などに伴って、青少年の社会活動は衰退の一途をたどるようになりました。それは、社会体験の剥奪などとも言われていますが、現代社会では、青少年が社会活動を担う必然性がなくなっていることにも起因しているように思われます。青少年が、社会活動に関心を示さなくなるのは、社会の高度化への発展に伴う宿命的な社会課題だともいえます。

青少年の社会活動の衰退には、もう一つ社会活動への内発的発動性の減退という青少年の側の要因もあります。それは、安易に楽しさ・面白さが得られる遊興・娯楽・遊樂が溢れるようになったことで、青少年の社会活動への興味関心がそれるようになったことです。テレビ、ビデオ、インターネット、ゲームなどに関わる時間が増えることと反比例して、社会活動への時間は激減するようになりました。

このように、現代社会の青少年の有り様を概観すると、青少年の社会活動は減り、社会化や社会性の形成は、これまでのどの時代よりも脆弱になっているように思われます。直接的な原因ではありませんが、平成27年に川崎市でおきた中学生死亡事件などの背景には、青少年の社会化の遅れや社会体験の不足が、色濃く関係していると思われます。

現代社会の動向からは、自然発生的に青少年の社会参加の必要性が生まれる

とは考えにくく、青少年に働きかける何らかの組織やシステムが必要になっていると思われる。

2 青少年の社会活動に関わる公共事業の現状

青少年や幼児・児童を支援するためのさまざまな公共機関は、その時々時代の要請から設立されてきました。青少年会館の設立などは、主に就労青年を対象にしたものでした。これは、集団就職等で都市部に流入した青年を対象に考えられたものです。ただ、高校進学率が格段に増加し十代の就労青年が減少した現代では、就労青年を中心に置いたコンセプト自体が時代遅れのものになりつつあります。わくわくプラザ、地域の寺子屋、こども文化センターなどは、主に幼児・児童を対象としたもので、これはかなり充実した状況になっています。このように、現行の機関や組織は、農村から流入する就労青年への福祉、健全な養育を欠く児童への福祉、また、学校外の生の体験学習や社会教育の保障であったりして、それぞれに意味も意義も異なっています。そのどれもが、青少年の社会活動の支援を活動に含んでいるものの、集団離れ、組織離れ傾向の強い個人主義的な現代青少年の社会活動を担えるものになりきっていないのが現状です。特に、青少年と言われる、中高生および同年齢の就労青年にもっと社会に目を向けさせる必要が認識され、「社会参加」という言葉と共に強調されはじめたのは、1970年以降のことです。川崎市でも、青少年、具体的には、中高生および同年齢の就労青年を対象にした、社会活動を促すことができる機関や組織、システムが要るようになっていきます。

3 青少年が社会活動する仕組みの検討

現代の青少年の社会活動への参加の必要性が言われて久しいですが、とりわけ中高生および同年齢の就労青年の社会活動の支援を中心に置いた機関や組織は、まだ無いといってよいでしょう。先にも触れましたが、現行の設置されている各機関は、青少年の社会活動支援も機能の一部に組み込まれていますが、それぞれに活動の意義も理念も違っており、横の連携を取っているものの、当然のごとく個々別々に活動しているのが現状であり、青少年の社会活動を促すことに深く関与しているとは言いがたいといえます。

青少年が社会活動する仕組みとして考えられるのは、既存のどの組織、機関にも共通して含まれている青少年の社会活動の支援の部分で、相互の連携や提携で大きく組織化するという試みです。それには、青少年センターを中心にしたトップダウン的組織化や、個々の機関の独自性を尊重した並列的組織化などが考えられますが、いずれにしても組織化する下地になるインフラのような連携や提携する「仕組み」が必要になります。これに当たるものが、ソフト資源としての青少年の社会活動を促すコンセプトや方法の共有化でしようし、人的資源がコーディネーターでしよう。既存のものではこの役割を担うのは難しく、新たにコーディネーターをコーディネートすることや、社会参加へのコンセプトに沿うランニング法を創りあげていく必要があります。

他に、青少年の社会活動に関するテーマだけに絞った新たな機関や組織を立ち上げることや、青少年の社会活動に理念に置いた専門的NPOなどに運営を任せてしまう方式なども考えられます。青少年の社会活動に関するテーマだけに絞った新たな機関や組織を立ち上げることは理想であるでしようが、諸般の状況から、一番実現性と実効性が高いと思われるものは、既存のものの再編統合ではないかと思われます。既存のものの独自性を保持しつつ、完全なセンター化でも並列化でもない、その両方が機能するようなシステムを検討することがよいのではないかと思われますが、ここではその素描にとどめます。

4 青少年の社会活動を促す仕組みの専門性

青少年の社会活動は、自発的、自主的、主体的でなくてはなりませんが、戦前・戦中生まれの第一世代（太陽族etc.）・第二世代（全共闘etc.）から、現代の青少年たちの意識は、前世代とはかなり違っていて、青少年が自ら進んで社会活動をしようとするテーマや課題には、かなり精緻な検討が必要です。

現在、青少年が、自発的、自主的、主体的にしている社会活動は、被災地の救済援護や、「国際化」の動向に合わせた海外の難民救済などのボランティア活動などが目立っていますが、それ以外に大きな社会的な潮流となっているテーマは見当たりません。

そのような状況の中では、現代青少年が自発的、自主的、主体的に社会参加しようとするテーマや課題を見つけ出し、しかも青少年が活動するように促す

ことが肝要で、それを、青少年の社会活動を促す仕組みの中で、検討され実践されていくことが必要です。

こういったことが仕組みの中でうまく機能するためには、そういった機能をコーディネートするコーディネーターが必要です。仕組みがうまく機能するかどうかは、コーディネーター活動の善し悪しにかかっているともいえます。

既存のものにはない、こういったコーディネーションには、少なからず専門性が必要で、コーディネーターをメタ・コーディネートし統括する専門家が、さらに必要になるように思われます。ボランティア活動も、同様です。

コーディネーターが、仕組みをコーディネートしながら、青少年が自発的、自主的、主体的に活動しようと思えるテーマや課題を精査し検討し、それを青少年に向けて発信し、情報が青少年に届きやすくし、さらに、活動する青年と一緒に実践し、事後はフィードバックを欠かさないといったことが、仕組み機能のイメージになるのではないのでしょうか。

コーディネーターに限ったことではありませんが、仕組みが生み出すものは、青少年にとって魅力あるもの、青少年の意欲をかき立てるものになる、そんな仕組みが提案できたらと思います。

第2章 川崎市における青少年の現状

全国的な少子化が進む今日、川崎市の人口の自然増加比率は、28年連続第1位の都市という記録を更新し続けています。川崎市立学校児童生徒数も、平成26年度調査では、105,550人に達し、増加の傾向が続いています。就学児童数急増地区における新設校建設計画など、児童数の急増に向けた対応が急務となっています。川崎市全体が活気ある成長を遂げている中、反面、青少年における現状に目を向けると、憂慮すべき問題も見えてきています。

1 子どもたちの現状

川崎市の小中学校の現状を見ますと、以前のような校内暴力や学級崩壊という学校の荒れという状況は、あまり聞かれなくなってきました。しかし、不登校や登校しぶり、人間関係における児童生徒間のトラブルの件数は、増加の傾向が続いています。小一プロブレムや中一ギャップと言われる環境の変化に適応できない児童生徒が増えていることは事実です。小学校入学当初から母子分離ができない児童も多く、昇降口で泣いて親から離れられない子どもが多くなっていることも現実です。また、児童生徒間のトラブルやいじめがきっかけで不登校になるケースも多く、学校では保護者や児童生徒との教育相談を頻繁に行うなどきめ細かい対応を求められ、早期解決や改善を図る仕組みづくりが行われています。川崎市の小学校にも生活指導を担当する児童支援コーディネーターが配置されるようになったことは、そのような背景が原因に挙げられます。川崎市では平成27年の中学生死亡事件に係る対策の一環として、市立学校における不登校児童生徒に対するきめ細かい適切な対応として、家庭への連絡や家庭訪問など児童生徒支援体制の強化が行われています。子どもたちの現状から、問題が内在化してきている傾向や自己解決力の低下など、精神面で虚弱な傾向のある児童生徒が多くなっていることで、問題や困難が長期化することも傾向として見られています。また、家庭との連携にも困難がある事例や保護者が問題に対して過敏な反応や過激な対応を迫り、問題が悪化するという事例も報告されています。社会の変化における核家族化や少子化が学校での児童生徒指導や教育相談にかなり影響していると感じています。保護者や家庭との

連携が児童生徒指導や支援体制づくりには、最も重要な事柄となっています。

また、放課後や土日の小学生の生活は、わくわくプラザや寺子屋事業の導入により、その居場所が充実し、確保されてきています。両親ともに働く家庭には、安心して就労できる体制が整備されてきています。利用者も増える傾向です。その他にも習い事やサークルに通う子どもがとて多い現状で、学習塾や英語、ピアノ、習字など、文化的教養を身につけるための習い事や野球、サッカー、テニス、水泳、ダンス等、各種のスポーツというように習い事も多様になってきています。複数の習い事でスケジュールが組まれている子どももかなりいます。したがって、放課後、自由に遊べる子どもは、だいぶ減ってきているのでしょう。公園や広場では、元気に遊ぶ子どもの姿があまり見られません。公園では、ボール遊びが禁止されていたり、遊びの形態そのものが変わってきたりして、子どもたちが集まって、それぞれにゲーム機の画面を見つめている様子をよく目にします。もはや、走り回って活発に遊ぶ子どもの姿は、昔のことです。当然のように、川崎市の子どもの運動能力の低下や二極化は、著しいです。このように、人間関係の希薄化と体力の低下の問題は、川崎の子どもたちにとっての最も憂慮すべき問題ではないかと思えます。

このような学齢期の子どもたちの生活状況が、青年期を迎えた段階でどのように成長していくのかを考えた時には、自ずと課題が浮き彫りになってくるのではないかと考えています。青年期の若者たちにとって、生活の基盤となる学校や職場、家庭でどのように生活を送ることができるのか、余暇をどのように有意義に活動することができるのかが、青少年問題を考える上で、重要であると考えます。

2 「平成27年度川崎市子ども・若者実態調査」から

青少年を取り巻く社会環境は急激に変化し、その生活や行動に様々な影響を与えています。ICTの発達・普及や、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり等の困難を抱える若者の増加、子どもの貧困を取り巻く問題など、青少年をめぐる諸問題について、川崎市でも調査を行い、その実態に寄り添った対応を図っていかうとしています。

平成27年に川崎市在住の13歳から30歳までの男女3,000人を対象に調

査した「平成27年度川崎市子ども・若者実態調査」によりますと、地域活動への参加状況は、「参加している」が10.0%で、経年比較では、参加割合が微増傾向にあるとされています。部活動や団体活動への参加比率は、44.7%で、経年割合は、減少傾向にあります。学生にとっての集団参加は、部活動が主であり、なかりの参加状況が見られていますが、地域活動への参加は、まだまだ少ないという状況だと思えます。積極的に地域の活動に関わる青少年が増えることが地域の活性化になることを考えると、さらに参加しやすい地域活動のあるべき姿を探っていくことが必要で、青少年を取り込む地域活動が必要であると考えます。

また、パソコン・携帯電話等の利用状況は、「スマートフォン」利用の割合が87.4%で最も高く、利用目的は、「インターネットでの情報収集」が89.9%で最も高く、「メールをする」が73.4%で続いています。小学生段階からゲーム機の保有率が高い現代っ子にとって、スマホは、もはや手放せない物となっているようです。中には、何をするにも携帯を持っていないと不安になる「携帯中毒」になる事例があるように利用率と共に利用状況も課題です。携帯電話での通話時間は、1日30分未満が68.5%と最も多く、携帯電話を持っていない割合は、1.5%で非常に低い実態となっています。つまり、ほとんどの青少年が携帯電話を持ち、頻繁に利用している実態が浮き彫りとなっています。特にSNSの利用頻度が高く、平日・休日とも「0～1時間」が最も高く、休日の場合は、3時間以上の利用が多く、平日に比べてアクセス時間が長くなっている傾向が見られます。さらに進化し続ける携帯が、青少年の生活を支配し、生活の重要な部分を占めてきていることは、事実です。しかも、携帯によるトラブルや事件に巻き込まれる事例も多くなり、犯罪や非行などとの関連も危惧されます。

さらに、「平成27年度川崎市子ども・若者実態調査」を見ますと、現在の関心事は、「自分の将来や進路のこと」68.3%が最も高く、今年度から調査項目に加わった「お金のこと」59.5%が次に高くなっています。青少年の意識の中に、社会で自立し、経済的な安定を求めていきたいと強く願う思いがあることが見えてきます。また、幸福感については、「幸福である」の割合が82.4%で、大変高く、女性の方が85.5%と高くなっています。さらに、自分の行動を

振り返り「うまくいっている」と思う人の割合は、61.6%で、現在の生活に満足する傾向の青少年が多い実態があり、望ましい状況と考えます。また、前回の調査より微増の傾向が見られ、これもよい傾向があると考えます。青少年たちの意識には、人生を真面目に幸福に生きたいと願う思いを感じます。特に、就学・就労別では、「正社員」「アルバイト・パート」で自己肯定感が比較的高くなっています。就労が青少年の自己肯定感を高め、仕事へのやりがいや青少年の生活をよりよくしていることがわかります。青少年が自立し、就労することによって、より人生の満足感を抱き、自信をもって生活できるようになるという傾向が明確に見えてきます。青少年の「自主」「自立」をどう支援することができるかが、今、川崎の青少年の健全育成に求められている一つの課題だと考えます。

また、理想とする生き方についての調査では、「家族と幸せに暮らすこと」50.6%が特に高くなっています。前回調査で、「自分の好きなように暮らすこと」が最も高かったのですが、今回、逆転しています。青少年の価値観も少しずつ変化が見られるのではないかと考えます。核家族社会でも、家族を大切に意識は、確実に高まっていることがわかります。身近な人との繋がりを大切にする青少年の意識は、良い傾向であり、大切にしていきたいところです。そうすることが、川崎全体の社会的風土を高める根源になると考えます。

さらに、仕事を選ぶ際重視することは、「職場の雰囲気や人間関係」「自分のやりたい仕事内容であること」の割合が特に高くなっています。働きやすい職場の環境や仕事内容を求める傾向が表れています。青少年の就労問題を解決するためには、職場の雰囲気や仕事内容が重視されることを念頭に置いて対応を図っていきたいものです。

一方、社会に対する満足度は、5割強が「満足していない」と回答しています。その理由としては、「ものごとが、一部の人の意見や考え方で決められることがあるから」56.2%となっています。この1年間にいじめ・いやがらせの経験のない割合は58.4%で、「自分の欠点や弱点をからかわれた」19.3%や、「ばかにされた、悪口を言われた」18.8%などと不満や悩みを持つ人の割合が高くなっています。個人として認められ、尊重されることは、青少年に限らず人権尊重の立場で配慮していきたいことです。現実には、社会生活や学校生活

における人間関係で「言葉」による不当な扱いを感じて悩む青少年が多いことが分かります。解決を支援する身近な相談相手や相談機関が必要な状況があると考えます。

また、青少年が青少年施設に要望することでは、「友達や仲間ができるようにしてほしい」25.9%が最も高く、青少年や若者の政策に望むことは、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」36.1%、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」32.8%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させる」29.4%となっています。今回の調査から、青少年たちの意識の中には、自分と人とのかかわりやコミュニティーを求めていること、身近な家族や仲間を大切にしたいと思っていること、社会や集団の中で自立していきたいという願いが背景にあることなどがわかってきました。その願いに応える対応を図っていくことが、今、求められていると考えます。

3 青少年の自主・自立に向けた取組の必要性

川崎市立小中高等学校、特別支援学校では、「かわさき教育プラン」の基本理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」に則って教育活動に取り組んでいます。基本目標には、「自主・自立」「共生・協働」の内容が掲げられ、平成28年度から全校で「キャリア在り方生き方教育」の取組が進められます。子どもたちの将来に向けた自主性や自立に向けた取り組みは、前項の調査結果からも重要であると考えます。

川崎の青少年の実態から「自主・自立」と「共生・協働」の必要性を強く感じることができます。学齢期から成人に至り、社会人として一人前に生活を営むまでの成長を家庭や学校、地域や行政でどのように支えていくことができるか、そのことが問われていると思います。青少年にとって必要なことは、自分の力で社会的な自立を図り、生きがいをもって学業や仕事に励み、家族や友人周囲との人間関係を円満に送ることではないかと思われれます。川崎市の青少年がそれぞれの個性や能力を存分に発揮し、周囲から人権を尊重され、他と共に助け合って仲良く生活し、自己肯定感を高めることができるよう、行政として必要に応じた支援体制を構築することが望まれます。今後、青少年の社会参加を一層促し、青少年が地域や社会で貢献することを通して、その青少年たちの

力が大きく地域社会や職場、学校の活力になることを期待したいと考えています。

第3章 川崎の子どもたちの「居場所」

川崎市で暮らし、育つ子どもたちが放課後や休みの日に、友達と遊んだり、おしゃべりをして時間を過ごしたり、雨の日でも体を動かすことができる場所、楽しいイベントがあったり、お祭りがあったり、楽しい時間を過ごすことのできる場所、それがこども文化センター、通称「こぶん」です。

本市における児童館＝こども文化センターはこどもたちの居場所として認知されており、活用されています。近年は小学校内に「わくわくプラザ」や、一部の学校では「地域の寺子屋」があり、市が提供している放課後の居場所の選択肢が広がってきています。そのような中において、改めてこども文化センターの定義や沿革から現状を分析し、青少年の健全な育成の場としての今後の更なる可能性を探ってみたいと思います。

1 こども文化センターとは～定義とその沿革

こども文化センター（以下、必要に応じ「こ文」と記載。）は、市内に58か所（民間児童館1か所を含む）、中学校区に概ね1か所整備されています。法的な位置付けは、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設のひとつとして定義される児童館です。

児童館とは、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的としています。「児童」と定義されているものの、その範囲は小学生だけではなく、児童福祉法に定義される18歳未満の「児童」であって、未就学児親子から中高生までその対象は幅広く定義されています。

国における「児童館の設置運営要綱」で定められている児童館（要綱上では小型児童館という類型に分類され、こ文はこれに該当します。）を構成するのに必要な設備は、集会室、遊戯室、図書室、事務室であると規定され、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けることとされています。

小型児童館における最低面積は216.7平方メートル以上であり、2人以上の児童厚生員を置くこととされています。さらに、他の社会福祉施設との併設も

可能であると規定されており、他の児童福祉施設に比べ、自由度の高い施設であるといえます。

本市におけるこ文の始まりは、昭和36年に設置された青少年会館がその前身です。もともと青少年会館は、当時の高度成長期に、地方から上京し、京浜工業地帯である本市の工場に勤務していた勤労青年に対する施設でした。しかし、その翌年には、共働き家庭の子どもたちの放課後事業（留守家庭児事業）を同会館に併設し、勤労青年層向けの事業から、児童に軸足を移すきっかけとなりました。その後、時代の変化に伴い、地域の児童の健全育成を促進するという目的に変化していき、昭和48年度に名称を「こども文化センター」とし、児童館としての機能を持つこととなりました。

その後、女性の社会進出の増加などに伴う、留守家庭児事業のニーズの高まりを受けて、平成15年度に、留守家庭児事業から小学校施設等を利用した全ての小学生を対象とする「わくわくプラザ事業」に移行し、こ文全館の運営を直営から委託に変更しました。現在では、わくわくプラザ事業を含めこ文事業は、各区3グループ程度に分けて、指定管理者制度による管理運営を行っています。

また、こ文を小学生以外の世代にも利用しやすくするための様々な動きがありました。平成15年度に開館日を年末年始以外全てとし、また開館時間もそれまでの18時までから21時までに延長して、中高生の利用を促進するとともに、市民活動団体が利用できるようになりました。さらに、平成16年度に中高生にニーズの高い音楽室を設置（市内3館）し、平成20年度に子育て親子の利用の見込まれる午前中に地域子育て支援センター（児童福祉法第6条の3第6項における地域子育て支援拠点事業の連携型）を26館で実施し、現在に至っています。

平成26年度の利用状況は、利用人数約189万5千人で、うち乳幼児の利用率は16.4%、小学生は42.3%、中学生は12.6%、高校生は3.1%となっています。

2 今、こども文化センターは

このような歴史ある本市の「こ文」ですが、現在、市民の皆さんはどのよう

なイメージを持たれているのでしょうか。こ文を現在利用されていない方には「小学生が利用する場所」「建物が古い」「何をやっているのか知らない」といったイメージを持たれているのかもしれませんが。

指定管理者制度による運営開始から10年経った現在、改めてこども文化センターを調査することとしました。

まず、南部・中部・北部各1か所のこ文と、音楽室のあるこ文1か所の合計4館を平成27年6月から7月に訪れ、館長ヒアリングや、行事開催のない日常を視察しました。

このうち1館は改築した複合施設の中にある新築間もない館ですが、残り3館は昭和50年代に建てられ、老朽化が進んでいるものの、小規模修繕を重ねて大切に使われており、内部は乳幼児が利用しても支障のないよう、整備され、幼児向けの飾りつけもされていました。

利用者は、幅広い年齢層の利用があり、小学生の利用はもちろんのこと、乳幼児連れ親子のグループが夕方まで幼児室で遊んだり、中学生のグループが卓球をしたりと、皆楽しんでいました。どのこ文においても、ルールを守って秩序を保ちながら、思い思いの時間を過ごしていました。

小学生が帰宅した夕方以降の利用者は主に中高生で、卓球をしたり、おしゃべりを楽しんだりしています。音楽室のあるこ文は中高生の利用が多く、バンドや吹奏楽の練習を防音仕様の音楽室で行ったり、さらには昼間の時間に小学生にボランティアで楽器を教える中高生もいるなど、年齢を超えた縦の交流も盛んです。また、近隣に中学校や高校のあるこ文では、中高のクラブ活動の発表の場や、職業体験授業の場としてこ文を利用するなど、予想以上に中高生の利用があるということがわかりました。音楽室のあるこ文は中高生向けのお知らせを毎月の「こども文化センターだより」とは別に作成し、近隣の中学校や高校に配布しています。

行事の際には、地域とのつながりを大切にしており、町内会や学校などの協力を得ながら円滑に開催するとともに、利用している子どもを対象として「こども会議」を招集して、行事の内容などを子どもたちで決め、当日のスタッフとしても参加してもらっています。

小学校内にある「わくわくプラザ」が全ての小学生を対象として利用できる

施設であることから、小学生のこ文の利用は少なくなっているのかと思われがちですが、小学生の利用は依然として多く、低学年のうちはわくわくプラザを利用し、高学年になると自由度の高いこ文を利用したり、曜日によって両方を使い分けるなど、子どもたち自身や保護者が臨機応変に使い分けをしているようです。このように、子どもたちが入れ替わり立ちかわりこ文にやってくる様子がどの館においても見うけられました。

3 こども文化センターを視察して

こ文を視察して、どの館も地域の実情に合わせた運営をしていると感じました。

多くの利用者が行事のない日でも「居場所」として気軽にこ文を訪れ、思い思いの時間を過ごしており、運営側は、運営委員会やこども会議を頻繁に実施し、地域や子どもの意見を聞きながら、日々の運営や行事等の開催をしていました。さらに意見箱を設置するなど、利用者の意見を聞きながら、工夫や改善を進めていました。

そのようなこ文ですが、主な課題を4点ほど述べます。

1点目は、広報の問題です。せっかくさまざま工夫した活発な活動を行っている地域密着型の施設ですが、利用者以外の方々に子どもたちの活動が意外と知られていない部分があるようです。地域の人たちにこ文の活動を広く知ってもらうためにも積極的かつ効果的な広報に、行政と指定管理者が連携して取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、中高生の利用への対応についてです。卓球や音楽室の利用をはじめ、クラブ活動の発表の場や、職業体験授業の場など、中高生が利用するにあたって、幼児や小学生が利用する昼間の時間帯から、主に中高生が利用する夜間の時間帯への移行の際など、時間帯によって机等の備品をはじめとする室内の仕様をある程度変えるなどの工夫をしないと利用しにくいように感じられました。

3点目は、より一層のスタッフのスキルアップに向けた研修等の取組みです。こ文は、自由に来館して利用できる施設であるため、一人ひとりの状況をすべて把握することは困難ですが、職員がさまざまな来館者に適切に対応するため

のスキルを身につけておかなければならず、その取り組みとして市では、現場の職員の声を聴きながら、年間を通じて研修会を行っています。平成27年度は、館長、リーダーを対象とした「中高生の心理の理解・居場所について」や「学校や地域との連携」「保護者・家庭との連携」などをテーマに計16回開催し、述べ約1,500人が参加しているとのこと。今後も引き続き、さまざまな来館者への適切な対応に向け、管理能力をはじめ、地域とのマネジメント、危機管理対応能力、心の理解能力、実技能力等の幅広い分野の研修を充実させ、スキルアップに取り組んでいくことが大切であると思います。

そして最後に、平成27年度からこ文といこいの家が合築となっている2施設（藤崎・子母口）において始まった両者の連携モデル事業について述べます。こ文といこいの家が合築になっている施設は市内に23施設あり、いずれも1階がいこいの家、2階がこ文となっていますが、入口が別々になっているため、両施設間の日常的な行き来が少ないのが現状です。

そのような中で乳幼児から子ども、成人まで幅広い年代が利用するこ文と、60歳以上の高齢者が利用するいこいの家が施設管理における協力体制の確保等運営面や卓球などのスポーツ交流など事業面での連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流でき、地域社会全体で高齢者や障害者、子育て世帯等の生活への理解を深めることを実践しているものです。

高齢者にとってはいきがいや健康づくりに、子どもにとっては高齢者から昔からの知恵を学ぶ場として、子どもの保護者世代にとっては育児の孤立化防止等に有効であると思われます。今後この事業が広がりをもたせることによって、地域全体で互いに顔の見える関係を構築することへの一助となることを期待します。

第4章 他都市における子どもの「居場所」の事例

この章では、川崎市とは異なる形態で子どもの「居場所」を設置している他都市の事例を2つ紹介します。

1 東京都文京区における中高生専用施設

最初に紹介する事例は、新しい中高生の放課後の居場所として、中高生専用施設を開館した東京都文京区の事例です。

(1) 文京区青少年プラザ（愛称 b-lab ・ビーラボ）とは

文京区青少年プラザは学校支援センターとしての機能を強化した文京区教育センターと障害の早期発見・早期療育などと幼児の発達を支援する文京福祉センター療育部門からなる複合施設の1つとして設置されています。

この施設は、文京区の青少年問題協議会よりかねてより提言されていた中高生の放課後の居場所作りを受けて、主に区内の中高生が自主的な活動を通じて自らの可能性を広げ、社会性を身につけた自立した大人へ成長を目指すために設置される区内で初めての中高生専用施設であり、b-lab（ビーラボ）の愛称で、平成27年4月1日に開館されました。

今回、施設の視察及び施設長へのヒアリングを実施し、中高生のニーズに合わせた施設や、運営の様子について調査しました。

(2) 運営方針について

b-lab では、以下の3点の方針を掲げて運営されています。

①「何かやってみようかな」を応援する

中高生の自主的な活動を応援するとともに、新たなことに挑戦する前向きな想いを受け止めることで、中高生が自らの可能性を広げていきます。

②様々な人との関わりから社会性を育む

中高生が、地域の人をはじめとする様々な人との関わりにより、新たな人間関係を構築していく中で、自らの見識を広げ社会性を身につけていきます。

③地域の中の自分を自覚する

中高生が、地域の人との交流を通じて、地域の中における自らの存在を自覚し、社会参加のきっかけをつかむ場とします。

(3) 中高生向きの施設内容について

b-lab は、中高生専用施設として施設全体にその特徴が見られます。ここでは簡潔に紹介します。

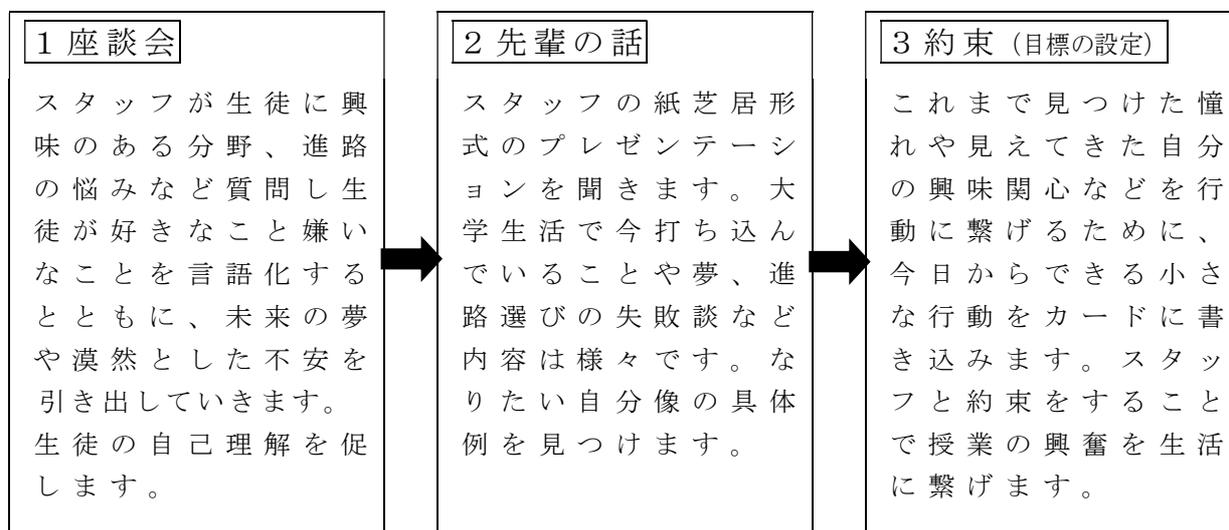
開館時間は、午前9時から午後9時（但し中学生は午後8時まで）までとし、利用対象者は、文京区在住・在学の中高生世代（在勤も含む）です。利用料金は、基本的には無料で、一部の貸出施設は有料となっています。利用にあたっては、申込書を記入し、登録証を発行してもらいます（無料）。発行された登録証は毎回持参して受付で入退館を管理しています。中学生については入館時にカードでタッチすると保護者の携帯電話に連絡が入るシステムを取り入れています。

施設は、無料施設として、静かに集中して勉強が出来る自習スペースや、友達とおしゃべりや、ゆったりしたり、自習などができる、自宅に例えると、リビングのような中高生談話スペースがあり、その中には、料理やクラフトのできる作業スペースもあります。また、中高生の、運動したいというニーズに応えるため、卓球等の運動が出来る軽運動室や、屋外にバスケットリングを設置するなど、簡単な運動ができるプレイヤードを設置しています。その他、パソコン、タブレット端末の貸し出し、フリー Wi-Fi、飲料・軽食の自動販売機その他、雑誌、漫画、小説も揃えてあり、指定された場所での飲食も可能です。ここには有料施設もあり、ダンスや演劇などの練習や発表ができるホールや、バンド演奏の練習等に利用できる大・小の音楽スタジオがそれにあたります。また、スタジオ内で利用できるドラム、ギター、ベースの楽器も有料で貸出しています。

(4) 運営について

運営については、公募した結果、「東京都認定特定非営利活動法人カタリバ」に委託しています。この「カタリバ」とは、平成13年に設立され、平

成 26 年に東京都より、「認定非営利活動法人」として認定された事業者で、事業内容は、主に高校生の進路意欲を高めるために行われる「動機付けキャリア学習プログラム」を授業として実施しています。この授業の流れは次のとおりです。



授業は、「キャスト」と呼ばれるボランティア・スタッフが中心で運営しています。このキャストは大学生を中心として専門学校生や若手の社会人で構成されています。目の前の高校生に真剣に向き合って「高校生のために自分は何ができるか」を考え行動する情熱を持っている人が多く、川崎市でも、平成26年に市立川崎高校、市立商業高校、市立高津高校へ上記内容の出張授業を行った実績があります。

人員採用・配置とその機能について、b-lab では常勤職員8名、非常勤職員4名、学生インターン6名、ボランティア11名の合計29名で運営され、常勤・非常勤で午前・午後4名ずつ配置しています。それ以外に中高生スタッフ50名がいます。事務スタッフは、常勤職員・非常勤職員・学生インターンで構成され、その役割は①運営業務②イベント③広報の3本柱です。特にイベントについては年間180回行い、その内容は「初めての音楽」「英会話」「先輩と語る座談会」「初めての講座スポーツ編」など多岐にわたっています。現場スタッフは、ボランティアで構成され、彼らはフロアキャストと称し、オープンスペースでの見守り業務が中心です。中高生スタッフ50名は、①運営業務②イベント③広報の3部門の下部組織としての機能と同時

に、自主性の向上・成長も目的にして活動しています。

スタッフの採用については、インターネットと口コミを通じて募集し、派遣会社を利用することもあります。採用基準については、特に資格は求めず面接を重視しています。競争倍率は10倍で、幅広く経験者を採用しておりますが、若い人が多く、最高齢は50代です。なお、大学生を中心とするボランティアの採用期間は4か月を1期として年3回インターネットで募集していますが、特に専門性を必要としていません。「従事の頻度（決められた日の従事）」と「適正」及び謝礼は交通費程度であるので、「意欲」「人柄」を重視して採用しています。中高生スタッフの採用については近隣の学校を訪問し依頼しています。

実際に、どのように職員・スタッフが中高生と接しているかについては、まず、一人で来る子については、居場所を求めて来館しているため、スタッフが声掛け・話題提供などで良好な関係を築き、その後他の利用者とグループ化したり、イベントに誘い、新たな交友関係を広げていきます。グループで来る子については、バンド練習の施設利用が多く他の利用者との交流は薄いようです。また、中高生と接するうちに、彼らの悩み・相談を受けることが多くなってきています。こういった悩み・相談はデータとして記録し、月に100件程あるそうですが、これらはすべて文京区に提出し、内容によっては専門機関との連携も検討しているようです。

(5) 運用実績について

平成27年4月に開館して以来、どれくらいの数の中高生が利用しているかというところ、平成27年12月で登録者数は3,200名、12月の利用者数は2,500名で、平日は約50名、土・日は約150名が利用しています。男女の利用比率は、同じくらいです。来館状況は、一人で来る子とグループで来る子の割合が同じくらいです。

施設の利用状況については音楽室の利用率が高く70%で午後の利用が多く、調理スペースも毎日使われており利用率は高いといえます。

(6) 事例のまとめ

ここまで、b-lab について紹介してきました。b-lab は、中高生専用施設という名にふさわしく、新築の建物で、音楽室、料理スペース等の施設も併設されており中高生向きの設備を備えています。また、運営を行っているカタリバが培った中高生に対するハンドリングのノウハウが如何なく発揮されていると考えられます。その他にも、近隣に中学・高校が多くあり、多くの利用者が集まりやすいこと、また、大学も東京大学、法政大学、東洋大学等数多くあることから大学生もボランティアとして参加しやすいなど、環境に恵まれている点も、この施設が青少年を惹きつけている理由としてあげられます。

2 東京都世田谷区における中高生支援館

次に紹介する事例は、既存の児童館の機能を拡充させる形で中高生支援の強化に取り組む東京都世田谷区の実例です。

(1) 東京都世田谷区における児童館事業

世田谷区では、昭和38年に全国初の公設公営児童館として池尻児童館が開設されました。現在では25か所の児童館が設置されており、全館が公設公営、つまり区の直営で運営されています。

児童館の館長をはじめ常勤職員は全員世田谷区の職員ですが、事務職のように特別区人事委員会が実施する採用試験ではなく、世田谷区が独自で実施する2類福祉職採用試験により選考された保育士資格や児童厚生員資格を持った職員が配置されています。

開設時間は午前9時30分から午後6時、閉館日は年末年始の他、毎週月曜日、第2第4日曜日、国民の祝日及び祝日と月曜日が重なる場合の翌火曜日です。

平成17年度に、それまで児童館内で実施していた学童クラブ事業が、新BOP事業として全ての小学校へ移行したことに伴い、児童館内の旧学童クラブ室を利用して、子育て支援事業「子育てひろば」を全館で開始しました。その後、児童館事業の今後のあり方について、庁内検討会議や、有識者や地

域の関係者を構成委員とした検討委員会を設け協議を重ねた結果、児童館を世田谷の次代の担い手育成、地域の児童健全育成の拠点施設と位置づけて、中高生支援、子育て支援に関する取組みを拡充することとしました。

(2) 中高生支援館における中高生の活動を支援する取組み

中高生支援を強化するため、平成26年度より特定の児童館を中高生支援館として指定しました。現在、各地域を代表する5か所の中高生支援館においては、通常の児童館事業の他に、次のような事業を展開しています。

① Teens タイムの拡大

全ての児童館で実施している中高生専用時間「Teens タイム」を、開館時間延長を行い拡大する。

② Teens プロジェクトの拡充

各児童館年間3回以上実施の中高生向け事業を計画的に拡充する。

③ 中高生世代向け設備の充実

中高生が活動しやすい設備や備品の充実を図り、利用しやすい環境を整える。

④ 地域中高生支援の事務局

その地域における中高生支援担当者会や交流事業の事務局的功能を担う。

⑤ 中高生支援に関わる地域ネットワークづくり

地域中高生支援懇談会を開催し、地域における中高生ネットワークの充実を図る。

今回、中高生支援館の具体的な取組みを調査するため、建替え工事を経て平成26年度より新たに中高生支援館としてスタートした代田児童館を視察し、館長ヒアリングを実施しました。

代田児童館では、毎週金・土曜日の17時から19時までを「Teens タイム」としています。中高生の利用は、1日あたり10名から15名程度で、利用者は最新機材を揃えた音楽室でバンド練習をしたり、集会室で卓球をしたりと、それぞれ自由に過ごしています。館では「Teens プロジェクト」として、利用者する中高生の意見を取り入れながら、地域の中高生を対象とし

たスポーツイベントを実施したり、音楽室の利用団体を集めて音楽イベントを行うなど、施設の特性を活かした事業に取り組んでいます。また、館長によると、今後は区内の青少年施設である青少年交流センターと連携して、青少年交流センターで活躍した中高生を地域密着型の児童館でも活躍できるように、中高生を地域に溶け込ませるようなイベントも企画していくとのことでした。

世田谷区では、以前より全ての児童館で中高生支援に取り組んできましたが、各地区に1か所ずつ中高生支援館を設置したことで、中高生支援館における独自の取り組みはもとより、中高生支援館を地区の児童館の中高生支援の拠点として、複数の児童館が連携し、中高生対応の課題共有や合同事業に取り組めるような横のネットワークも構築されました。

(3) 事例のまとめ

児童館は児童福祉法上、18歳未満の子どもすべてを対象にしておりますが、その名称や施設設備からも、中高生が利用できる施設であることが地域で認識されているとはいえないのが実状でしょう。しかし、世田谷区では、中心的利用者である小学生以下の子ども達の居場所としての機能を確保しつつ、中高生支援館という拠点の設置をしています。そこでは、音楽や運動に取り組みたい中高生に対してハード面を充実させ、「Teens タイム」と称した時間によって中高生世代だけの空間を作るなどのソフト面でも工夫をすることで、既存の児童館の中で中高生世代への支援の強化に取り組んでいます。

今後、世田谷区の児童館は、異なる世代の利用者への適切な対応や学校・地域との連携がより重要となっていくため、そこで働く職員には必然的に事業運営への高い能力及びスキルが求められますが、前述のとおり、専門性の高い職員を配置していることから、責任者である館長がコーディネーター役となり児童館事業を推進していくものと考えられます。

第5章 大学生ボランティアの活用

日本におけるボランティア活動が盛んになったのは阪神大震災からと言っても良いでしょう。阪神・淡路大震災において救援にあたった約150万人のうち、大学生のボランティアは延べ人数として半数近くあったという報告もあり、大学生のボランティア活動の重要性がここで見ることができます。その後、文部科学省の方針もあり、多くの大学が活動と関連づけた授業を開講し、ボランティアセンターを設置したりしています。

1 大学生ボランティアの現状

川崎市内には多くの大学があり、市は早い時期から大学と包括的な連携・協定を結び、大学生と地域を結び、連携を行ってきました。その一例が多摩地区と専修大学・明治大学・日本女子大学の3大学が平成17年12月に設立した「多摩区・3大学連携協議会」です。10年間での様々な連携の中で、大学生が主体になっている活動をみると、例えば、平成23年に行った専修大学の「大地のつくりが学べる学習教材体験」では、大学生が小学生とともに活動した結果、模型と連動させたセンサーやコンピュータ・グラフィックスを活用した教材開発を行いました。その後、大学と小学校の連携活動は今でも継続しています。

日本女子大学の「学校インターンシップI・II」は「学校教育ボランティア」事業の発展形として平成23年度から始まった事業で、大学1年生及び2年生が連携協力校において、子どもたちの成長をサポートしつつ、自らも学びを深めています。いずれの事業も地域の学校及び大学から高い評価を得ています¹。

平成26年度にこども文化センターにおいて、大学生ボランティアと連携しながら実施した事業については、多摩区では「枳形おもちゃ広場」「野外上映会」「みたっこパトロール隊」「みんなで歌おう」などがあり、麻生区では、「リリーキッズ」「おにいさん、おねえさんと歌で遊ぼう」「かわ遊び」「ジャグリングをしよう」などがありました。大学生ボランティアが比較的によく参加してくれる理由として、多摩区は大学のキャンパスが近いこと、大学生た

¹ 多摩区・3大学連携協議会：「多摩区・3大学連携協議会10周年記念誌」、2015、多摩区・3大学連携協議会事務局

ちが近隣に居住しているからだとしていますが、しかし、近年では、大学生と小学生の生活時間の違いや生活費に余裕がない大学生が多くなっているため、以前に比べて大学生ボランティアが集まりにくくなっていると感じています。

2 大学生ボランティアが子ども・青少年に関わる意義

大学生が中高生と関わることの意義は、大学生と中高生両方にあると思われる。まず、中高生にとって、大学生は成長モデルです。思春期は自分自身について模索する時期であるといわれているように、今まで親や大人から教えられてきた価値観について疑問を感じ、他の価値観に気づき、そのために揺らぎ、迷う時期でもあります。大学生は、中高生からみれば、その揺らぎや迷いを超えた「お兄ちゃん」「お姉ちゃん」であり、その姿は子どもに自分の近い未来像を連想させやすいといえます。また、互いに年齢が近いため、心の交流もしやすいと思われます。ゲームの話や SNS などは大学生にとっても身近な話題であることは言うまでもありませんが、なによりも大学生は中高生と同じく、まだ十分に「大人」ではないところが両者の最大の共通点であり、そのため、距離が近くなりやすく、関係性が成立しやすいといえます。また、一旦関係性が成立すると、深まるのも早く、親密になりやすいともいえます。

大学生の立場から中高生に関わることで得るものを見ると、一つは、自分自身への振り返りでしょう。今の中高生を見て、多くの大学生はかつての自分との違いに気づき、驚き、時には戸惑います。近づく中高生に対して、最初はうれしさと気恥ずかしさを感じるようですが、活動を通して、相手の笑顔をみることで自分の活動の意義を感じるようです。

一方、中高生との距離が近くなって、悩みが相談されるようになると、次第に葛藤を感じる大学生ボランティアもいます。日本の大学生にボランティア活動に参加した動機を問うた研究² を見ますと、「人の役に立ちたいから」という『社会貢献』的動機のほかに、「いろいろな人と出会いたい」という『自己啓発』、「職業選びの参考になるから」という『将来的利益』、「友達に誘われたから」という『友人同調』的動機など、いわゆる『自己志向的な動機』が主になっていることから、大学生も実はボランティア活動を通して自分探しを

² 石本雄真：「大学生のボランティア活動の動機」日本心理学会論文集(12)、40-43、2004、日本心理学会

していると考えられます。ボランティア活動は、社会貢献がしたいために始まった活動であり、多くの大学生ボランティアは「やってよかった」と思いますが、しかし、中高生との心的距離の近さゆえ、佐久間の言葉を借りて言えば、「『子ども』と『大人』を重層的に生きる存在であり、その立場はきわめて中間的で不安定である」³ ため、ときには両者の板挟みとなって困難な立場におかれることも少なくないのです。

3 大学生ボランティア活動のさらなる展開の可能性

最近、川崎の地域ボランティアに参加する大学生が減っているとの話がこども文化センターから出ています。「勉強や金銭的な余裕がないため、時間が取れない」というのがその理由です。授業時間、移動時間や交通費などのコストを考えると、余裕がなければ参加できない部分も確かに存在するでしょう。その結果、大学が複数ある地域では大学生ボランティアが集まりやすく、そうではない地域との間に格差が生じています。川崎全市に均等に大学生ボランティアがいることになるためには、活動の主体であるこども文化センターが大学ともっと近い関係になる一方、大学生ボランティア活動に関する大学側の動機を高める必要があります。最近、大学内にボランティア活動センターを設置している大学が多く、その窓口との連携をさらに強化していく必要があるでしょう。

大学生がボランティア活動を継続するかどうかを決める大切なキーワードは「達成感」にあると言われていています。達成感とは、イベントの企画にどの程度関与したか、役割は明確だったか、役割通りに行動ができたか、参加された子どもたちは満足したかなどの要素に支えられています。大学生の視点から言えば、「役に立った感」をどの程度持てたかということになります。「役に立った感」があって、活動が好ましい経験になれば、大学生の継続意欲は高くなります。しかし、「役に立った感」は主観的な感覚であるため、大学生個人の目標設定と深くかかわります。すなわち、自分に対する要求水準の高い大学生ほど「役に立った感」が持ちにくく、不全感が残りやすいのです。そのため、活動が始まる前に企画のねらいや役割の説明についてのオリエンテーション

³ 佐久間路子・無藤隆：「大学生における関係的自己の可変性と自尊感情との関連」、教育心理学研究 51 巻、33-42、2003、日本教育心理学会

をしっかりと行う必要があると同時に、活動終了後に振り返りを丁寧に行い、「活動中にできたこと、できなかったことを明確にし、今後の活動に役に立てる余地があることを見出せるような働きかけ」⁴ が継続参加につながります。

4 大学生ボランティアを支援するコーディネーターの存在

こども文化センターは地域とのつながりが深いため、今までも館長が大学生ボランティアと連携し、活動への参加を促してきました。地域のニーズを熟知しているため、その呼びかけも適切だったと思われます。しかし、大学生ボランティアの活用の観点からすれば、さらに高い専門性を持ったコーディネーターが必要と思われます。その役割は以下のところにあります。

(1) 市内全体のニーズを見極め、大学と地域のこども文化センター等の施設とつなぐ役割

大学生ボランティアの開始は「周囲からの誘い」がきっかけになることが多いため、大学とコンスタントにつながり、活動の周知や事前情報の提供など、大学生ボランティアが参加しやすいシステムを整えると同時に、全市に大学生ボランティアが配置できるように工夫します。

(2) 大学生ボランティアの活動を援助する役割

大学生ボランティアが具体的に活動を開始する際のオリエンテーションと中間的サポート（対応が行き詰まった時の相談役）、活動が終わった後の振り返りを行います。大学生の「役に立った感」を維持し、枯渇させることなく次の活動につなげるためには、ともに振り返る大人の存在が必要であり、コーディネーターとの交流を通して、大学生ボランティアが徐々に大人へと成長することもまた一つ大切なサポートです。

⁴ 木野和代：「東日本大震災に関するボランティア活動への参加を左右する要因の検討－宮城県内の大学に在籍する大学生を対象に－」、宮城学院女子大学研究論文集 118 号、23-42、2014、6、宮城学院女子大学 [プレースホルダー1]

第6章 青少年を支える「仕組み」の構築

できるだけ多くの青少年の社会参加を促進していくためには、意欲の高い青少年だけではなく、地域からドロップアウトしてしまいかねない青少年にも目を配っていく必要があります。そのようにさまざまな状況にある青少年にアプローチし、社会参加を促していくにはどうしたらいいのでしょうか。本章では、その方向性について具体的に考えていくことにします。

1 どのような内容の青少年施設が求められるか

青少年のおかれた状況がさまざまであるならば、そのニーズや思いも多様です。それに対応するような仕組みの1つとして、青少年施設の充実が挙げられます。

多様な青少年に対応するためには、施設を多機能型にする必要があります。たとえば、体を動かしたいというニーズに対して、各種のスポーツやダンスなどをする場所を、また、音楽に対するニーズには、楽器の練習やバンドでの演奏ができる場所を提供するなど、多様な機能を持つ施設が望まれます。それ以外にも、誰かの役に立ちたいといった思いに対し、ボランティア的な活動の機会を提供したり、1人でいたいという思いには、1人で本を読んだりゲームをしたりできるブースで対応することも考えられます。

施設に青少年が集まってきますから、単に施設を使うという利用の仕方だけではなく、施設の利用を通して他者とつながりあえるような仕掛けを組み込むことも考えられます。たとえば、スポーツの大会や、音楽のコンテストなどの場を設定すること、また、施設の広報誌の作成やウェブサイトを通じた情報発信に参加する機会を設けることなどです。あるいは、あるテーマを設けて語り合ったり、趣味や興味を同じくする仲間と出会ったりする機会などもいいでしょう。さらには、悩みや学習について相談する窓口を設けたり、中学生が小学生の勉強を、そして、高校生が中学生や小学生の勉強を手助けしたりすることなどによっても、他者との関係を築くことができるでしょう。

2 青少年施設をどのように運営するか

青少年による主体的な利用を促すには、上述のように施設の内容を多機能型にすることに加え、施設の企画や運営に青少年が参画する仕組みを導入するという手段も有効です。たとえば、施設全体の運営委員会にスタッフの一員として参加したり、「子ども委員会」を組織して自分たちが施設を使用する際のルールなどを作ったり、運動や音楽の施設の予約や管理に関わる業務を担ったりなど、大人と協働しながら、さまざまなレベルで参画できるでしょう¹。

また、施設の利用者として主体的に関わる仕組みには、施設をグループで利用する場合には登録制にするなどし、そのグループのリーダーたちが集まって、利用方法の現状や要望、改善の方向性などについて話し合いをもつといった方法も考えられます。あるいは、自分たちが企画した学習会や発表会など、自主的な活動への参加者を募ることもできるでしょう。

青少年による施設の主体的な利用は、もちろん大人のスタッフや学生ボランティアなどの支えによって成り立つものです。そして、青少年の多様なニーズに応えるためには、青少年を支える側に多様性への対応力が求められます。そのため、人的・物的資源を結び合わせながら新しい機会を創出したり、全体を調整したりするコーディネーターの役割は重要です。幅広い知識や人脈などが求められるため、コーディネーターが複数いることが必要であるかもしれません。また、5章に示したように、学生などのボランティアスタッフを活用することも有益です。

現在のこども文化センターのように、このような施設（＝センター）が中学校区に1つあると、ニーズに対するきめ細やかな対応ができるでしょう。基本的には、個々の施設でさまざまなニーズに応じていくことになるでしょうが、複数の施設が連合して活動することも考えられます。たとえば、スポーツの大会や音楽のコンテストなどはそのようなやり方に適しているのではないのでしょうか。あるいは、各施設で広報誌やウェブサイトの運営に携わる青少年が連合し、青少年施設全体の情報発信をするミニコミ誌を編集することなどもその範疇に入るでしょう。

このような多様な機能を持った施設は、1つの建物では対応できない可能性

¹ このような取り組みは杉並区や世田谷区など、多くの地域で見られます。

が高いでしょう。それゆえ、これからの青少年施設は、場所としてのセンターから、機能としてのセンターへと発展していくことも視野に入れる必要があります。それは、1つの建物の中にすべてを収めるのではなく、近隣の学校や市民館などの市の施設をはじめとする複数の場所を、青少年の活動のために活用するということですし、各々の青少年施設（＝センター）は、複数の場所を統括して運営する主体としての役割を果たすということです²。

それに加え、センターとしての機能を果たすとは、さまざまな部局による青少年施策や、それらに関わる各種団体の活動について、ややもすれば個々バラバラになってしまいがちなところを、地域の青少年の育成という観点からトータルにとらえ、コーディネートするということでもあります。そのため、将来的には、たとえば「〇〇地域青少年支援センター」といった名称のもと、それぞれの地域において、保育所・幼稚園、学校、児童委員、児童相談所、子育て関連組織・団体、各種町内組織、司法機関、警察、病院・診療所、保健所、保護司などをネットワーク化し、地域の青少年を包摂的に育成する核としての役割を担うことも望まれるでしょう³。

3 施設利用の裾野をどう拡大するか

では、より多くの青少年が施設を訪れてくれるようにするにはどうしたらいいでしょうか。

まずは、すべての子どもたちにこの施設を知ってもらうことが必要でしょう。その際には、単に情報としてだけではなく、施設を実際に訪れ、体験を通して知ることが、利用の継続につながるのではないのでしょうか。そうだとすれば、すべての青少年が一度は施設を利用し、その利用を通して施設がどのような場所であるのかを理解する仕組みとして、学校と連携し、学校のカリキュラムのなかに青少年施設での活動を組み込むのはどうでしょうか。たとえば、青少年施設で行われるコンテストに学校のクラス単位で参加すること、青少年施設において地域のさまざまな先輩の生きざまを知る学習活動を行うこと、中学

² ドイツの総合型スポーツクラブにも、このような形で運営されているものがあります。

³ 「NPO法人こどもの里」を運営している荘保共子氏によれば、大阪にそのような組織の例があるそうです。

生のグループが代わる代わる青少年施設に赴いて小学生の学習支援を行うことなどが考えられます。それらの活動を通して、青少年施設の楽しさ、地域の人とのつながり、誰かの役に立つ感覚や頼られる感覚などを実感することができれば、青少年施設に対して肯定的な印象を持ち、継続的な利用にもつながるのではないのでしょうか。

次に、青少年施設の行事やプログラム、取り組みなどの情報をリアルタイムで青少年に伝えていくことも大切です。インターネットでの情報取得に長けた現代の青少年たちとつながるためには、やはりデジタル化された情報を発信していくことが有用でしょう。青少年の多様な興味関心に対応できるよう、地域で活動しているさまざまな団体の情報、各種イベントや仲間やボランティアの募集、各学校における地域活動の報告など、多様な情報への入り口となる教育ウェブサイトのなかに、地域の青少年施設の情報も含めて発信するのです。

しかし、そのようなサイトの存在自体が知られていないことには、青少年のアクセスは期待できません。そのため、第27期青少年問題協議会の意見具申書にもあったように、「川崎市青少年ネットワーク（KJNET）」のような川崎市独自のソーシャルネットワークサービスを立ち上げることも視野に入れたらどうでしょうか。そして、KJNET上にある教育ウェブサイトを小学校、中学校、高等学校の教育活動に積極的に活用することで、川崎市のすべての青少年に対し、サイトの存在とともに、その内容も周知することができます。学校での利用方法としては、サイトを通して学校の学習活動の成果を発信したり、他の学校の活動の様子や、地域の青少年の活動の様子を知ったり、交流をしたりといったことが考えられます。

さらに、青少年施設を新しい形で作っていくのであれば、その準備過程にも青少年を巻き込んでいくこともできるのではないのでしょうか⁴。施設のデザインをはじめ、コンテンツや運営方法、周知方法に至るまで、青少年のアイデアや力を活用するのです。そして、そのようにして準備されること自体がまた、青少年の利用を促進することになるでしょう。

⁴ 4章で紹介した東京都文京区にあるビーラボ（b-lab：文京区青少年プラザ）はこのようなやり方で設立された例です。

4 すべての青少年の包摂を目指して

青少年の社会参加を促進することは、青少年の自己実現に向けてさまざまな活躍の機会を提供することにとどまりません。困っていたり、孤立していたりする青少年を発見し、エンパワメントすることもまた、青少年の社会参加への道を切りひらくことにつながるでしょう。その意味において、青少年施設は、何をするでもなくただそこに居られる場所であったり、自分の気持ちを聞いてくれる大人がいる場所であったりすることも必要なのかもしれない。

最近では、「子ども食堂」⁵ や「夜の児童館」⁶ といった事業が広がり始めています。それは、子どもの貧困や児童虐待、孤食や食習慣の乱れなどが社会問題化するなかで、食事をきっかけに、さまざまな状況の子どもたちとつながり、支えていく試みです。それゆえ、新しく望まれる青少年施設は、さまざまなきっかけを提供することによって、青少年の生活を支え、つながりを保っていくものであるでしょう。そのような取り組みを通して、青少年の誰もが排除されることのない包摂的な地域社会を作っていくことこそが、青少年の社会参加を促進させていく基盤となるにちがいありません。

⁵ 「こども食堂ネットワーク」という、こども食堂同士の連絡会が存在しています。 <http://kodomoshokudou-network.com/>

⁶ 「NPO法人豊島こども WAKUWAKU ネットワーク」が実施しています。 <http://toshimawakuwaku.com/index.html>

おわりに

今期協議会は、「地域の力を『つなぐ』青少年育成活動の取組み～社会参加を促すための仕組みの方向性～」をテーマに下記の6つの内容で考察し、そのあるべき姿について議論を重ねてきました。

- 第1章 青少年の社会活動に寄与する「仕組み」について
- 第2章 川崎市における青少年の現状
- 第3章 川崎の子どもたちの「居場所」
- 第4章 他都市における子どもの「居場所」の事例
- 第5章 大学生ボランティアの活用
- 第6章 青少年を支える「仕組み」の構築

特に第2章・第3章においては、調査結果から、青少年が青少年施設に要望することとして「友達や仲間ができるようにしてほしい」が上位を占めていることや、青少年への政策に望むこととして「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」「経済的に困難を抱えている家庭の支援」「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口の充実」などとなっています。次に、青少年の育成施設であるこども文化センターの利用状況は、乳幼児の利用が16.4%、小学生が42.3%、中学生が12.6%、高校生が3.1%となっています。これらの調査結果からも、中高生が青少年施設の活用を望みながらも、なかなか実現できていない状況があります。

そこで本提言は、青少年を中高生および同年齢の就労青年に絞り、川崎に住む青少年が自主性と社会性を身につけ、自ら社会参加ができるような仕組みづくりを考えていきたいと思えます。

具体的には次の5点について提言しています。

- (1) 青少年のための施設のあり方
- (2) 多機能を備えた施設とその運営

- (3) 経営や実際に支援をするスタッフと大学生ボランティアの活用
- (4) 民間のノウハウの活用
- (5) より多くの青少年の社会参加を支える手だて

(1) 青少年のための施設のあり方

現在、本市の青少年が放課後などに気軽に行ける安全な施設を考えると、各中学校区にひとつずつある《こども文化センター》が考えられます。第3章でも述べられていますが、これらの施設は発足当初から小学校児童、中高生徒の共用の施設になっています。しかし、実際には小学生中心の活動が行われるような仕組みになっていて、青少年が気軽に行ける安全な居場所を、と考えると改善の余地がありそうです。なぜならば、現在、小・中学生を《子どもたち》と一括して呼ぶことが不可能なほど彼らの意識や行動の年齢差は大きくなっているからです。

このような社会の状況を考慮するならば、当然、青少年を対象にした青少年施設を考えていくことが必要であると考えます。

一生の中で、最も重要なこの時期の青少年の社会参加の問題は川崎市だけの問題ではなく、各都市で、《青少年のための放課後施設》を創設するための研究や実践が行われています。第4章では他都市の活動状況の例として、東京都文京区の青少年プラサの事例が紹介されています。

この施設は主に青少年の自主性と社会性を身につけ、自立した成人への成長を目指した施設です。ここには静かに学習できる学習室や談話室、料理やクラフトのできる多目的室、さらに屋外スポーツ施設など青少年たちが必要だと感じている多くの施設が揃っています。この施設では青少年の社会参加の第一歩を担っているものと考えられます。

(2) 多機能を備えた施設とその運営

青少年の多様なニーズに対応できるような施設とはどのようなものでしょうか。《皆でおしゃべりしたり、歌を歌ったりする》これも確かに必要には違いありません。実際、川崎市で子どもたちの放課後施設を初めてつくった時にはこのような《気軽に遊び、時間を費やす》施設を考え、一定の成果を

挙げたことは間違いではありません。しかし、このような施設は現在の青少年のニーズを十分に満足させるものではないといえます。

現在の青少年には、音楽のアンサンブルを友人とやったり、碁や将棋のような室内遊戯を楽しんだり、少人数の室内サッカーなどのスポーツを行ったりするなど様々なニーズがあり、それらに対応する施設は、多様な機能を持つ施設が望まれます。また、最近はこのような施設で、学習したいという青少年が増えています。家庭学習を友人と共にこのような施設でできれば、青少年の学力向上にも大きく寄与することになるでしょう。

多機能型の施設は、運営面でも多機能型であるべきです。そのためには一つの教育施設ではなく、いくつかのこども文化センターでも取り組み始めている幼児やお年寄りのための施設と共同で運営されるとか、民間の施設と共存して事業を展開すること等も積極的に考えていく必要があります。

(3) 経営や実際に支援をするスタッフと大学生ボランティアの活用

・施設のスタッフについて

このように多機能を持った施設の経営者や実際に青少年たちに対応するスタッフはどのような方たちが適当でしょうか。

多機能を持った施設と同様にいろいろな問題に対応できるような幅広い人格をもったスタッフが望まれます。施設によって違いはありますが、時代の流れに、より敏感に対応できるような若い職員が必要だと考えます。

新時代の青少年の施設の職員の選択には多くの可能性があります。川崎市の一般行政職員の中に、青少年の育成に情熱をもっている的確な人材を発見することができそうです。青少年の複雑な思いを受け入れることができるような人の雇用もぜひ必要です。現在中学校に配置されている等の専門的な知識を持った人の配置は、青少年への政策に望むこととして挙げられている「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口の充実」の実現にもなっていくと考えられます。

・大学生ボランティアの活用

現在、青少年たちが同年代の若者や大学生のような先輩、さらに社会人と接し、話し合う機会は少なくなっています。この施設が、そのような機会を与えるものになれば、それは青少年の社会参加を促すための重要な施設になるに違いありません。この施設の中で、青少年たちは大学生から生き方を学んだり、社会に出てから出会うであろう諸問題についてもいろいろな知識を獲得することができるのです。

(4) 民間のノウハウの活用

現在、教育産業は大きく進歩しました。教育全体の問題の解決に民間の力が利用されています。たとえば、大学入試のセンター試験の英語のリスニングは民間業者に委託されています。目的によりの確に対応できる機関があれば、公的か民間かの択一で考えるのではなく、実際の運営内容に従って、民間のノウハウを利用すべきだと思います。

また、青少年施設は地域と無縁の存在であってはいけないと考えます。絶えず地域に開かれた姿勢を崩さず、その運営委員会は地域の代表や青少年の代表をメンバーに入れた幅広い層のメンバーによって構成される必要があります。

(5) より多くの青少年の社会参加を支える手だて

最後にこのような施設を将来、どのように発展させていくかについて考えたいと思います。第6章でも述べられているように、これらの施設をたくさんの中高生たちが訪れ、活動するためにはまず《施設を知ってもらう》ことが必要です。

そのためにはこれらの施設についての社会に対する効果的なアピールが必要です。青少年の多様な興味関心に対応できるよう、地域で活動しているさまざまな団体の情報、各種イベントや仲間やボランティアの募集、各学校における地域活動の報告など、多様な情報への入り口となる教育ウェブサイトのなかに、地域の青少年施設の情報も含めて発信することがのぞまれます。そのため、第27期青少年問題協議会の意見具申書にもあったように、《川

崎市青少年ネットワーク（K J N E T）》のような川崎市独自のソーシャルネットワークサービスを立ち上げることを視野に入れることも考えられます。

また、学校のカリキュラムの中にこれらの施設の活動を織り込んだり、種々のコンテストなどに中学校区のクラス単位で参加を募ったりして、中高生の興味関心を高めることが大切です。これからの青少年施設は、さまざまなきっかけを提供することによって、青少年の生活を支え、つながりを保っていくものであると考えます。このような取り組みが、より多くの中高生および同年齢の就労青年の社会参加の一つの原動力になることを期待しています。

資 料

地方青少年問題協議会法

発令 　　：昭和28年7月25日法律第83号
最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

改正

昭和35年 4 月 1 日 条例第12号

昭和37年 3 月31日 条例第 5 号

平成 9 年 3 月31日 条例第 2 号

平成12年12月21日 条例第57号

平成19年12月19日 条例第52号

平成27年 3 月23日 条例第 2 号

平成27年12月17日 条例第74号

川崎市青少年問題協議会条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第 1 条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第 2 条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第 2 条に規定するところによる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 会長は、市長をもって充てる。

4 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため事務局をこども未来局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日

（2） 第3条の規定 平成27年6月1日

（3） 第19条の規定 平成27年7月1日

（4） 第7条の規定 平成28年4月1日

（5） 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日

（6） 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日

（7） 第6条の規定 平成28年9月1日

（8） 第5条の規定 平成28年10月1日

（9） 第8条の規定 平成28年11月1日

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第28期川崎市青少年問題協議会の協議経過

(平成26年度)

| 開催年月日 | 会議の種類 | 協議内容 |
|-------------------|---------------|---|
| 平成26年 9月2日(火) | 全体会(第1回) | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・副会長を選出 ・協議のテーマ及び運営方法を協議 ・協議題専門委員会を設置。協議題専門委員を選出 6名 |
| 10月21日(火) | 協議題専門委員会(第1回) | ・今期の協議題について協議 |
| 11月25日(火) | 協議題専門委員会(第2回) | ・今期の協議題について協議 |
| 平成27年 2月12日(木) | 全体会(第2回) | <ul style="list-style-type: none"> ・協議題専門委員会協議経過の報告 ・協議題を決定 ・調査専門委員会を設置。調査専門委員を選出 9名 |
| 3月26日(木) | 調査専門委員会(第1回) | ・こども文化センターの視察 |

(平成27年度)

| 開催年月日 | 会議の種類 | 協議内容 |
|-------------------|--------------|---|
| 5月12日(火) | 調査専門委員会(第2回) | ・協議題に関連する各種資料の確認及び協議 |
| 7月14日(火) | 調査専門委員会(第3回) | ・協議題テーマに関する意見交換 |
| 9月15日(火) | 全体会(第3回) | <ul style="list-style-type: none"> ・調査専門委員会協議経過の報告 ・起草専門委員会を設置。起草専門委員を選出 7名 |
| 10月27日(火) | 起草専門委員会(第1回) | <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出 ・意見具申書(案)について協議 |
| 12月21日(月) | 起草専門委員会(第2回) | ・意見具申書(案)について協議 |
| 平成28年 1月29日(金) | 起草専門委員会(第3回) | ・意見具申書(案)について協議 |
| 2月17日(水) | 全体会(第4回) | <ul style="list-style-type: none"> ・起草専門委員会協議経過の報告 ・「川崎市子ども・若者ビジョン」について意見交換 |
| 2月26日(金) | 起草専門委員会(第4回) | ・意見具申書(案)について協議 |
| 3月15日(火) | 起草専門委員会(第5回) | ・意見具申書(案)について協議 |

(平成28年度)

| 開催年月日 | 会議の種類 | 協議内容 |
|----------|--------------|---|
| 4月22日(金) | 起草専門委員会(第6回) | ・意見具申書(案)について協議 |
| 5月27日(金) | 全体会(第5回) | <ul style="list-style-type: none"> ・起草専門委員会協議経過の報告 ・意見具申書(案)について協議 ・意見具申について確認 |

第28期川崎市青少年問題協議会委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 | 選出分野 | 協議 委員 | 調査 委員 | 起草 委員 | 任期 |
|-----|--------|--|------|----------|----------|----------|----------------|
| 会長 | 福田 紀彦 | 市長 | | | | | 26.9.1～28.8.31 |
| 副会長 | 岡田 守弘 | 横浜国立大学名誉教授 | 学識経験 | ○ | ○ | ○ | 26.9.1～28.8.31 |
| 委員 | 織田 勝久 | 市議会議員 | 市議会 | | | | 26.9.1～27.5.24 |
| 〃 | 山崎 直史 | 市議会議員 | 〃 | | | | 26.9.1～27.5.24 |
| 〃 | 斉藤 隆司 | 市議会議員 | 〃 | | | | 26.9.1～27.5.24 |
| 〃 | 石川 建二 | 市議会議員 | 〃 | | | | 26.9.1～27.5.24 |
| 〃 | 吉沢 章子 | 市議会議員 | 〃 | | | | 27.5.25～28.4.3 |
| 〃 | 橋本 勝 | 市議会議員 | 〃 | | | | 27.5.25～28.4.3 |
| 〃 | 大庭 裕子 | 市議会議員 | 〃 | | | | 27.5.25～28.4.3 |
| 〃 | 廣田 健一 | 市議会議員 | 〃 | | | | 27.5.25～28.4.3 |
| 〃 | 河野 ゆかり | 市議会議員 | 〃 | | | | 28.4.4～28.8.31 |
| 〃 | 渡辺 あつ子 | 市議会議員 | 〃 | | | | 28.4.4～28.8.31 |
| 〃 | 片柳 進 | 市議会議員 | 〃 | | | | 28.4.4～28.8.31 |
| 〃 | 岩隈 千尋 | 市議会議員 | 〃 | | | | 28.4.4～28.8.31 |
| 〃 | 峪 正人 | 川崎市教育委員会委員長 | 教育委員 | ○ | ○ | | 26.9.1～28.3.31 |
| 〃 | 渡邊 直美 | 教育長 | 〃 | | | | 28.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 佐藤 努 | 横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官 | 行政機関 | | | | 26.9.1～27.3.31 |
| 〃 | 中島 幸治 | 横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官 | 〃 | | | | 27.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 西元 雅夫 | 横浜保護観察所企画調整課長 | 〃 | | | | 26.9.1～27.3.31 |
| 〃 | 依田 秀行 | 横浜保護観察所企画調整課長 | 〃 | | | | 27.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 荒井 健二 | 神奈川県民局暮らし県民部情報公開 広聴課川崎県民センター担当課長 兼パスポートセンター川崎支所長 | 〃 | | | | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 石川 正勝 | 神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官 | 〃 | | | | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 齊藤 植栄 | 川崎市PTA連絡協議会会長 | 関係団体 | | | | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 木村 耕三 | 川崎市青少年育成連盟理事 | 〃 | | ○ | ○ | 26.9.1～28.8.31 |

| 区分 | 氏名 | 所属 | 選出分野 | 協議 委員 | 調査 委員 | 起草 委員 | 任期 |
|----|--------|-----------------------------|------|----------|----------|----------|----------------|
| 〃 | 石橋 博 | 川崎市青少年指導員連絡協議会 会長 | 関係団体 | | | | 26.9.1～28.3.31 |
| 〃 | 霜越 儀一 | 川崎市青少年指導員連絡協議会 会長 | 〃 | | | | 28.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 田村 徹雄 | 川崎地区少年補導員連絡協議会 副会長 | 〃 | | | | 26.9.1～27.8.31 |
| 〃 | 小野澤 利夫 | 川崎地区少年補導員連絡協議会 副会長 | 〃 | | | | 27.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 倉持 順子 | 川崎市青少年の健全な育成環境 推進協議会会計監査 | 〃 | ○ | | | 26.9.1～28.3.31 |
| 〃 | 塚田 庸子 | 横浜国立大学客員教授 | 学識経験 | ○ | ○ | ○ | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 芳川 玲子 | 東海大学教授 | 〃 | | ○ | ○ | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 藤田 武志 | 日本女子大学教授 | 〃 | ○ | ○ | ○ | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 大草 正信 | 大草心理臨床教育相談室主宰 | 〃 | | ○ | ○ | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 張 氷青 | 川崎市外国人市民代表者会議 第10期委員 | 〃 | | | | 26.9.1～28.3.31 |
| 〃 | 牟 鳳菊 | 川崎市外国人市民代表者会議 第11期委員 | 〃 | | | | 28.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 山崎 恵子 | 川崎市立小学校長会副会長 | 学校関係 | | ○ | ○ | 26.9.1～28.8.31 |
| 〃 | 内元 博文 | 川崎市立中学校長会 | 〃 | | | | 26.9.1～27.3.31 |
| 〃 | 相沢 宏明 | 川崎市立中学校長会 | 〃 | | | | 27.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 松本 芳弘 | 川崎市立高等学校長会会長 | 〃 | ○ | | | 26.9.1～27.3.31 |
| 〃 | 宮津 健一 | 川崎市立高等学校長会会長 | 〃 | | | | 27.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 渡邊 直美 | 教育長 | 行政機関 | | | | 26.9.1～28.3.31 |
| 〃 | 西 義行 | 教育委員会事務局教育次長 | 〃 | | | | 28.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 伊藤 弘 | 健康福祉局長 | 〃 | | | | 26.9.1～27.3.31 |
| 〃 | 成田 哲夫 | 健康福祉局長 | 〃 | | | | 27.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 加藤 順一 | 市民・こども局長 | 〃 | | | | 26.9.1～28.3.31 |
| 〃 | 唐仁原 晃 | 市民文化局長 | 〃 | | | | 28.4.1～28.8.31 |
| 〃 | 成田 哲夫 | 市民・こども局こども本部長 | 〃 | | | | 26.9.1～27.3.31 |
| 〃 | 小池 義教 | 市民・こども局こども本部長 | 〃 | | ○ | | 27.4.1～28.3.31 |
| 〃 | 邊見 洋之 | こども未来局長 | 〃 | | | | 28.4.1～28.8.31 |